第七十三条の二第一項、第七十三条の三第一項、第七十三条の四、第七十三条の五、第七十三条の六第一項、第七十四条第一項及び第二項、第七十四条の二、第七十四条の三、第七十四条の四第一項及び第二項、第七十四条の五から第七十四条の六の二までの規定、第七十四条の八第一項及び第二項並びに第七十五条の二中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第二十二条　日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十七年法律第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条中「懲役又は二千円」を「拘禁刑又は二万円」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし、」に改める。

第三条第一項中「懲役又は一万円」を「拘禁刑又は二万円」に改める。

第四条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第五条中「且つ」を「かつ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第六条第一項中「若しくは」を「又は」に、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第七条第一項中「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「せん動した」を「煽動した」に改める。

第十条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁こにあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

（道路交通事業抵当法の一部改正）

第二十三条　道路交通事業抵当法（昭和二十七年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「質入」を「質入れ」に、「懲役」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「外、」を「ほか、」に改める。

（破壊活動防止法の一部改正）

第二十四条　破壊活動防止法（昭和二十七年法律第二百四十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第二項中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改め、同条第三項中「未だ」を「いまだ」に改める。

第三十九条中「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第四十条中「左の各号の」を「次に掲げる」に、「せん動」を「煽動」に、「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

第四十二条及び第四十三条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第四十五条中「懲役又は禁こ」を「拘禁刑」に改める。

（公安審査委員会設置法及び電気通信回線による登記情報の提供に関する法律の一部改正）

第二十五条　次に掲げる法律の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　公安審査委員会設置法（昭和二十七年法律第二百四十二号）第七条第二号

二　電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第一項第五号イ

（逃亡犯罪人引渡法の一部改正）

第二十六条　逃亡犯罪人引渡法（昭和二十八年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（引渡しに関する制限）」に改め、同条中「左の各号の一」を「次の各号のいずれか」に改め、同条ただし書中「但し」を「ただし」に、「定が」を「定めが」に改め、同条第二号中「引渡」を「引渡し」に改め、同条第三号中「あたる」を「当たる」に改め、同条第四号中「行なわれた」を「行われた」に、「懲役若しくは禁錮」を「拘禁刑」に、「あたる」を「当たる」に改め、同条第八号中「終らず」を「終わらず」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第二十七条　日本国における国際連合の軍隊に対する刑事裁判権の行使に関する議定書の実施に伴う刑事特別法（昭和二十八年法律第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁こにあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

（日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法の一部改正）

第二十八条　日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う刑事特別法（昭和二十九年法律第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、同条第二項中「懲役若しくは禁こにあたる」を「拘禁刑に当たる」に改める。

（売春防止法の一部改正）

第二十九条　売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第四項中「この場合において」の下に「、同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と」を加える。

第二十六条第二項中「第四十九条第一項」の下に「及び第三項」を加え、「第五十五条から第五十八条まで」を「第五十五条、第五十六条、第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第二項から第五項まで、第五十八条」に、「、同法第五十条第一項第三号」を「、同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第四十九条第一項中「第五十七条及び」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）及び第二項から第五項まで並びに」と、同法第五十条第一項第二号ハ中「、被害者等の被害を回復し、又は軽減するためにとった行動の状況その他」とあるのは「その他」と、同項第三号」に、「、第七十五条第一項の決定又は第八十一条第五項」を「又は第七十五条第一項」に改め、「第二十七条第一項の決定」と」の下に「、同法第六十五条の三第一項中「第五十七条第一項」とあるのは「売春防止法第二十六条第二項において準用する第五十七条第一項（第五号に係る部分を除く。）」と」を加える。

第二十七条第二項中「同条第一項」を「同法第三条中「交友関係、被害者等（犯罪若しくは刑罰法令に触れる行為により害を被った者（以下この条において「被害者」という。）又はその法定代理人若しくは被害者が死亡した場合若しくはその心身に重大な故障がある場合におけるその配偶者、直系の親族若しくは兄弟姉妹をいう。以下同じ。）の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況等」とあるのは「交友関係等」と、同法第七十三条第一項」に改める。